

## 平成25年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年12月25日(水)  
午前9時32分 から 午前10時02分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番		4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

3番	錦戸幸春	7番	山本政人
----	------	----	------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第35号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について
  - 日程第4. 議案第36号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時32分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第12回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。  
今年最後の農業委員会の総会でございます。環太平洋連携協定TPPの閣僚会合がシンガポールで開かれ私的財産や競争環境など難航分野を含め年内妥結に向けた大詰めの協議が行われましたが、日本は焦点となる市場アクセス分野で農林水産品の重要5品目など聖域は1ミリも譲らないと交渉に臨みましたが合意しないことを確認して越年することになりました。また、来年の3月に山場が来ると予想されております。皆様方ご存じのとおり夕べのテレビで天草市の婚活男女132人が恋愛バトルの放映がございました。私も最初だけはちょっと見ましたが、私たちの興味のあるところの年末でございました。寒さが大変厳しい折でございますが、皆様方お体をご自愛下さいませようよろしくお願い致します。

事務局 はい、ありがとうございました。  
本日は、3番錦戸幸春委員さん、7番山本政人委員さん、8番田中文彦委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、9番の福山健委員さんと10番の小野陽一委員さんに

お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2．議案第34号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2．議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
3ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町坂瀬川の畑3筆2，863㎡です。転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地付近一帯は、広大な山林が広がっており、申請地も四方を高い山に囲まれており日照条件が悪く、車の乗り入れも困難なことから、生産性の低い農地である。このような理由から次第に耕作をしなくなり、今後これ以上荒廃するのを防ぐことを優先してしまい、十数年前から植林を行った次第である。というものです。場所及び資料につきましては4ページから9ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。今回始末書を添付しての申請でございます。

以上でございます。

それから、只今田中委員さんが出席されましたので、本日の出席人は15名中13名ということになります。以上報告致します。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

5番 はい。

議 長 はい、どうぞ。内尾さん。

5 番 あのう、現地を見せていただきました。先程事務局の方からご説明がありましたとおり周りは本当に木が高い木が生い茂っていてとても以前は畑として耕作されていたんですけど、考えられないような場所でした。次第に荒廃を防ぐためにですね、ここにも書いてありますけど、杉の木を十数年前から植えてありました。この杉の木も結構大きくて、あのうこの度森林組合に間伐の希望をされましたら転用ができてないということで、今回の転用に至ったそうです。ここの家族の方非常に畑とか手入れを近所の方より手入れをされる方ですので今回は植林をして手入れをしていこうということでしたのでご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。他にこの件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いを致します。

1 4 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 4 番 ちょっとお尋ねをしますが、〇〇に行きよらしたあの〇〇さんかな。(はい、そうです) の声あり。〇〇は二人おらすもんな。(はい) の声あり。はいわかりました。

議 長 他にご意見ございませんか。

無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして日程第3、議案第35号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第3、議案第35号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご説明致します。

今回2回に亘り荅北町長から判断依頼が参っております。  
まず1件目ですが議案書の11ページをお開き下さい。

平成25年12月5日付けで農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が坂瀬川の59筆の農地について農業委員会会長宛にございました。この通知に基づき今回議案書の19ページと20ページの現況調査票のとおり調査を行っております。この農地につきましては、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興区域の農用地区域外の農地であります。  
以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いを致します。

2番 はい。

議長 はい、どうぞ。

2番 調査の日時ですけれども、12月11日と書いてありますが12月12日に天候の都合で繰り下げて行いました。午後1時半から農業委員3人とそれから受益者であります〇〇〇〇〇さんを同行していただきまして現地を確認して参りました。それから〇〇〇〇さんにも道を聞き取り調査をして内容を確認した上で事務局の田尻さんと田中さん5名で現地調査を行いました。当該地につきましては、20ページをご覧ください。当該地につきましては以前野菜畑やミカン畑等として利用されていた農地でありましたが、長年にわたり耕作されていないために竹や雑木などが生い茂り荒廃してしまいました。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であり、かつ農地として復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから一部を除き農地とはみ

なさないことで一致しました。なお、19, 32, 48, 49につきましては、果樹（みかん、びわ、柿）が植えられて現在も管理がなされているため農地と判断致しました。また、7, 9, 18については、過去に転用許可を受け植林檜が植えられておりましたことが判明したため（土地所有者から聞き取り、農家台帳で確認）、今回調査の判断対象外と致しました。以上の観点から、1から6, 8, 10から17, 20から31, 33から47, 50から59の農地につきましては非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了致しました。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから事務手続き第3の1によりその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地に該当しない旨のご意見がございました。この件につきまして他にご意見がございましたら挙手をお願い致します。

事務局 はい。ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 机の上にですね判断基準というのをラミネートこういうのを一枚机の上に置かせていただいております。この事務手続き第3のこれが判断基準というふうになります。第2の事務手続き4に丸をしておりますが、これによって農業委員さん一人以上を含むということで農業委員3人以上という要件が書いてありますので参考にさせていただきたいと思います。又この判断基準の分については次回も使用しますので、そのまま机の上に置いて帰られるようお願いしたいと思います。以上です。

議長 只今事務局の方からご説明いただきましたがこの件について他にご意見はございませんか。無いようでございますので、59筆中52筆につきまして農地に該当しないということに賛成の方の挙手をお願いを致します。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので、農地に該当しないということに決定をします。

続きまして、2件目に入りますが春本委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の議事参与の制限により当該議案の審議開始から審議終了までの退室をお願い致します。

(春本委員退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いを致します。

事務局 はい、議案書の21ページをお開き下さい。

平成25年12月6日付けで農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が富岡の34筆、志岐1筆の合計35筆の農地について農業委員会会長宛にございました。この通知に基づき今回議案書の32ページと33ページの現況調査票のとおり調査を行っております。この農地につきまして、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興区域の農用地区域内と区域外の農地であります。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員より説明を致します。私が担当委員となっておりますので調査の報告を致します。

富岡、志岐地区の非農地判断に伴う現況調査結果について報告致します。12月9日午後に私と春本委員さん、大仁田委員さん、並びに事務局の坂本氏、田尻氏で現地に出向き調査を実施致しました。調査実施箇所は議案の24ページから31ページに図示してありです。当該地については以前野菜畑、ミカン畑等と利用されていた農地でしたが、長年にわたり耕作されていないため竹や雑木などが生い茂り荒廃しておりました。現状から、人力及び農業用機械で耕起、整地は不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから一部

を除き農地とみなさないことで一致しました。なお議案書32ページに記載してあります一覧表の21番及び25番については、現在耕作されていたため農地と判断をしました。

以上の観点から、21番及び25番以外の対象地については非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了致しました。以上でございます。

この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

(異議なし)の声あり

議長 無いようでございますので、35筆中33筆について農地に該当しないということに賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので、農地に該当しないということに決定します。それでは春本委員さんの入室を許可を致します。

(春本委員入室)

議長 続きまして日程第4議案第36号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。この案件につきまして、大仁田委員さん、内尾委員さん、塚田委員さん、山下委員さんの4名の委員さんにつきましては自己又は同居の親族が関与する案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の議事参与の制限により当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いを致します。

(大仁田委員、内尾委員、塚田委員、山下委員退室)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4. 議案第36号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。36ページをお開き下さい。

新規設定で5件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はレタス、水稻作付です。期間は6年です。

37ページをお開き下さい。再設定で6件ございます。



利用権の設定を受ける者、設定をする者は議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は3年です。

38ページ、39ページをお開き下さい。再設定で9件ございます。利用権の設定を受ける者、設定をする者は議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は5年です。

40、41、42、43ページをお開き下さい。再設定で28件ございます。利用権の設定を受ける者、設定をする者は議案記載の農業協同組合と個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は6年です。

44、45、46ページをお開き下さい。再設定で17件ございます。利用権の設定を受ける者、設定をする者は議案記載の農業協同組合と個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は10年です。

47、48ページをお開き下さい。転貸で8件ございます。新規設定及び再設定で農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は6年です。

49ページをお開き下さい。転貸で1件ございます。再設定で農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は10年です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

議長 はい、無いようでございます。この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

それでは4名の委員さんの入室を許可を致します。

(大仁田委員、内尾委員、塚田委員、山下委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いを致します。

事務局 その他事項につきましてご連絡となります。

1 熊本県農業委員全体研修会の日程について

2 その他

次回農業委員会総会予定

平成26年 1月27日(月) 午後3時00分

議 長 本日の総会で今年の会議が終わります、来年も皆様にとりまして幸せになりますよう苓北町農業委員会におきましても有意義な年になりますよう祈念を致しまして総会を閉会致します。どうもお疲れ様でした。

閉会午前10時02分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_